

従来型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム竜成園 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竜成園が設置運営する従来型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム竜成園（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

(運営方針)

第3条 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供する。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称)

第4条 本施設の名称は次の通りとする。

特別養護老人ホーム竜成園（以下、「施設」という。）

(事業所の所在地)

第5条 本施設の所在地は、次のとおりとする。

茨城県龍ケ崎市半田町1388番地

(定員)

第6条 施設の利用定員は55名とする。

しかし、施設のベッドが入院などにより空きが生じた場合は、その数により短期入所生活介護事業に提供する。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

(従業者の区分及び定数)

第7条 施設に次の従業者を置く。

一 管理者	1 名
二 事務員	必要数
三 管理宿直員	必要数
四 医師	必要数
五 生活相談員	1 名以上
六 介護支援専門員	1 名以上
七 看護師	1 名以上
八 機能訓練指導員	1 名以上
九 介護職員	1 9 名以上
十 管理栄養士又は栄養士	1 名以上
十一 調理員	必要数

(職務)

第8条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- 一 管理者
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- 二 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- 三 生活相談員
入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 四 介護支援専門員
入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入所者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- 五 介護職員
入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- 六 看護師
医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- 七 機能訓練指導員
日常生活を営むのに必要な機能を改善又は、その減退を防止するための訓練を行う。
- 八 医師
入所者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- 九 管理栄養士・栄養士
入所者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。
- 十 調理員

入所者に提供する食事の調理業務に従事する。

十一 管理宿直員

夜間の施設保安全管理、警備を行う。

(入所者に対する施設サービスの内容)

第9条 入所者に対する施設サービスの内容は次の通りとする。

一. 日常生活上の援助

利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。

二. 健康管理

医師及び看護師により常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

三. 機能訓練サービス

利用者の心身の状況などを踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

四. 入浴サービス

週2回以上、適切な方法により入浴又は清拭を行う。

・入浴形態

一般入浴による入浴、特殊浴槽による入浴

・介助の種類（必要に応じて行う）

衣類着脱、身体の清拭、洗髪、洗身

その他必要な介助

五. 食事サービス

準備、後始末の介助、食事摂取の介助

その他必要な食事の介助

六. 相談、助言等に関する事

施設は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

七. 施設は入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族について行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

八. 施設は教養娯楽設備等を備え入所者の希望によりレクリエーションを行う。

(施設サービス計画の作成等)

第10条 施設サービス計画の作成に当たり、介護支援専門員又は生活相談員は、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営む事ができるように入所者およびその家族の希望、解決すべき課題に基づき、目標、達成時期、内容、留意すべき事項等記載した施設サービス計画の原案を作成する。

二. 施設サービス計画の作成、変更の際には入所者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

三. 利用者に対し、施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(施設サービスの利用料及び費用等)

第11条 施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入所者から費用の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用

四 理美容代

五 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入所者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 管理者は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入所者又は身元引受人（家族等）に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なければならない。又、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

(緊急時等における対応方法)

第12条 入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ法人が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 施設は消火設備その他、非常災害に際して必要な設備を設け、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(記録の整備)

第14条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。また、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供に関する諸記録は県条

例に定めるものを整備し、介護老人福祉施設サービスを提供した日から5年間保存する。

(虐待の防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための指針を整備する。
- 三、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 施設は、従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 2. 階層別研修 随時
- 二、従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する
- 三、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人竜成園と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行適用する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行適用する。

この規程は令和元年 10 月 1 日から施行適用する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行適用する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行適用する。

この規程は令和 3 年 8 月 1 日から施行適用する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行適用する。

この規程は令和 6 年 8 月 1 日から施行適用する。

この規程は令和 7 年 8 月 1 日から施行適用する。

令和6年8月1日より

1 食費・居住費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1 4 4 5 円／日 (朝食 3 9 9 円、昼食 5 2 3 円、夕食 5 2 3 円)	
居住に要する費用	多床室 9 1 5 円／日 従来型個室 1 2 3 1 円／日	

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 3 0 0 円／日 第2段階認定者 3 9 0 円／日 第3段階①認定者 6 5 0 円／日 第3段階②認定者 1 3 6 0 円／日	
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 多床室 なし 従来型個室 3 8 0 円／日 第2段階認定者 多床室 4 3 0 円／日 従来型個室 4 8 0 円／日 第3段階①、② 多床室 4 3 0 円／日 従来型個室 8 8 0 円／日	

2 その他の費用

料金の種類	金額	備考
理美容代	実費	
余暇活動費	実費	
特別な食事の費用	実費	
おやつ代	1 0 0 円／日	
貴重品の管理費	1 0 0 円／日	
複写物の交付代	1 0 円／枚	
送迎に要する費用	1 5 k m 未満 5 0 円／k m 1 5 k m 以上 1 0 0 円／k m 加算	
料金の種類	金 額	備考
理美容代	実 費	
余暇活動費	実 費	
特別な食事の費用	実 費	
文書発送料	実 費	

衛生材料品	実 費	
旅立ちセット	実 費	
文書発送料	実 費	
キャンセル代	1 0 0 0 円／回	
おやつ代	1 0 0 円／日	
複写物の交付代	1 0 円／枚	
移送に要する費用	1 5 k m 未満 5 0 円／k m 1 5 k m 以上 1 0 0 円／k m 加算	
買い物代行	1 0 0 円／回	
付き添い	1 時間あたり 8 0 0 円 1 8 時～2 2 時 1 0 0 0 円 2 2 時～7 時 1 5 0 0 円	
入退所受付時間外対応 割り増し料金	1 8 時 3 0 分～8 時 3 0 分 3 0 分未満 5 0 0 円 3 0 分超毎 5 0 0 円追加	
電気代	2 0 円／日（一台につき）	
利用料口座振替サービス	1 回 7 0 円	

サービス利用に当たっての留意事項

1. 食事

当施設では栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び、嗜好を考慮した食事を提供します。また、利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 7：30 昼食 12：00 夕食 17：45

2. 入浴

利用者の身体の状態に合わせ、適切な方法（特別浴、中間浴、一般浴）により入浴を行います。やむを得ず不可能な場合には清拭を行います。

（入浴日）毎週月・木曜日 または 毎週火・金曜日 利用者一人につき週2回

3. 介護

介護は利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状態に応じ、身体能力を最大限活用した援助を行います。

（1）利用者の心身の状態に応じて、適切な方法にて排泄の自立に必要な援助を行う。

（2）利用者の心身の状態に応じて、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

（3）おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り換える。

4. 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状態などを踏まえ、日常生活を送る上必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

5. 健康管理

医師及び看護職員が、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を行います。

6. 身体拘束

原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載します。

7. 相談及び援助について

生活相談員が、常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言を行います。